

建設計画に係る平成21年度および22年度実施事業に関する意見に対する対応調書

地区名	項目番号	項目	事業の内容 (地域審議会からの意見等)	担当部局	担当課	前回までの対応	担当課	今後の対応
庵治地区	1	パイロット地区整備事業 (竜王山公園(仮称)の整備)	平成19年度において、用地取得を終え、平成20年度には、整備計画が策定されますが、この計画は、建設計画、また、まちづくり戦略計画においても、庵治町地域の主要な事業であることから、21～22年度で早期に整備を実施するよう努めていただきたい。 整備計画策定にあたっては、計画地が瀬戸内海を眺望できる絶好の場所であることや、庵治町地域の景観を損なわないよう配慮するとともに、地元関係者と、早期に意見の聴取を行うなど十分な協議をお願いします。また、平成21年度に開催される「石のさとフェスティバル」での作品製作を当公園内で行えるよう検討をお願いします。	都市整備部 市民政策部	公園緑地課 国際文化振興課	公園整備区域が瀬戸内海を眺望できる位置にあることを最大限活かし、周辺の自然景観と調和した休憩所やベンチを設置するほか、現存する耕作道路を活用した自然散策路の整備を予定しています。 今年度から、地元関係者の意見を伺いながら、基本計画の策定等に努めていきます。【公園緑地課】 前回、平成18年度の石のさとフェスティバルは、本市と牟礼・庵治両町の合併記念事業として、庵治町を中心に開催しました。今後は、より効果的な事業とするため、事業内容や開催方法の見直しを検討していますが、庵治地域の竜王山公園(仮称)での作品制作は21年度は、公園としての整備が未定のため考えていません。【国際文化振興課】	公園緑地課 国際文化振興課	基本計画については、昨年度の報告書を基に、今年度、地元関係者の意見を十分伺いながら、決定していきたいと考えています。【公園緑地課】
庵治地区	2	食育の推進 (水産業の振興、学校給食への地元産水産物の利用促進)	水産業の振興についての市の対応策である「地元の特産物の特色等を含めた食育の普及啓発」について、具体的な取り組み状況の説明をお願いいたします。 また、学校給食における食育推進のためにも、学校給食に地元の特色のある食材を生かせるシステムづくりの検討を要望いたします。	産業経済部 健康福祉部 教育部	農林水産課 保健センター 保健体育課	庵治漁協底曳網漁業部会が開催する水産教室において、幼稚園児、小中学生などに太鼓の鼻での地引網や地魚を試食する体験学習を通じて、地域水産業の特徴や地元水産物のPRと合わせて、地元産魚の食育推進に努めているほか、毎年1月に庵治漁協活き活き日曜日施設で開催する新春あじっ子市場において、水産物のほか農産物、石材加工品など庵治町の特産品を販売し、地域振興に努めており、今後とも、継続していきたいと考えています。【農林水産課】 保健センターにおいては、漁連や市場まつりからの要請等で魚の利点や調理等についての講習会に栄養士を派遣しています。また、ライフステージ別に地元の食材(さわら、かき、ちりめんじゃこ等)を使った健やかメニューの紹介を行っています。今後は、高松市食生活改善推進協議会と連携を図りながら、地元の特産物の特色等を含めた食育の普及啓発をしていきたいと考えています。【保健センター】 学校給食においては、ハマチ、小えび、のりなどの県産水産物の使用拡大に努めています。 また、本年度から給食物資を長期的・計画的に調達し、地場産物の活用推進を図るため、農産物について生産者・流通業者と協議を行っています。今後、水産物についても、同様に生産者等と連携し、一層の使用拡大を図りたいと考えています。【保健体育課】	農林水産課 保健センター 保健体育課	前回までの対応と同じ。
庵治地区	3	地域医療体制の充実 (AED(自動体外式除細動器)の増設)	心肺停止などの緊急時に一般の人でも使用できるAED(自動体外式除細動器)は、現在、全国でも徐々に設置されてきております。庵治町では、小・中学校等に3台設置されており、蘇生には、心停止からの数分間が大事だとお聞きしています。間に合うかどうかで命運を分ける場合があります。 他の公共施設(公民館等)や小児用を幼稚園・保育所などにも増設されるよう要望するものです。	市民政策部 健康福祉部 教育部	地域政策課 保育課 総務課	高松市内の支所にAEDを設置するかどうか検討します。 なお、各コミュニティセンターへのAEDの設置は、直ちに市として直接設置することは困難ですが、地域の自主防災活動等の一環として、また、地域みずからのまちづくりの視点の中で、地区内の設置箇所や管理・運用面にも考慮しながら、設置できることから、順次取り組みを進めていただきたい。【地域政策課】 今後、幼稚園・保育所へ小児用のAED(自動体外式除細動器)設置を市全域の中で検討していきます。【保育課・総務課】	地域政策課 保育課 総務課	今年度中に、市全域の幼稚園・保育所へ小児用のAED(自動体外式除細動器)設置を予定しています。【保育課・総務課】
庵治地区	4	公園、緑地、遊歩道の整備 (創造の森の駐車場整備)	丸山地区に整備されている「創造の森」は、風光明媚な景観にも恵まれ、住民の健康づくりや、憩いの場としても良い環境にあることから、町内外を問わず多くの人たちに利用されています。 しかしながら駐車場スペースが狭いため利用しにくいとの声が多くあります。 今後、駐車場整備の検討を強く要望するものです。	産業経済部	農林水産課	「創造の森」の駐車場は、入口付近に3台程度確保していますが、入口付近の川の対岸にある市有地を第2駐車場として考えています。現地は、水害時の土のう配布場所となっており、土が積まれ、駐車場と確認できない現状ですので、駐車場としても利用できるよう地元住民等と協議し、検討していきたいと考えています。 また、少し離れますが、県道・市道交差点付近の丸山親水公園駐車場を第3の駐車場として利用していただきたいと考えています。	農林水産課	第2駐車場については、地元住民等との協議後、平成21年4月10日に舗装を完了し、駐車場として利用できるよう整備しました。
庵治地区	5	自然災害対策の推進 (ため池の防災対策)	近い将来、東南海・南海地震の発生する可能性が高いと予想されている中で、町内には、大・小多くの農業用水利施設としてのため池が点在しております。特に大池・双子池については、下流域に多くの住宅があり、地震等でため池の堤等が決壊するようになれば、住民に甚大な被害を及ぼすことが想定されます。 大阪府でも既に実施されておりますように、ため池の現況調査を実施して保全整備するとともに、一定規模以上で住民への影響が大きいため池について、地震に対する安全性を確認されるよう要望いたします。	産業経済部	土地改良課	日常的な点検・管理については、本市ため池管理マニュアルにより定めており、地震に対しては一定規模以上のため池について、震度4以上で管理者等による緊急点検を実施することとなっておりますが、庵治大池・双子池については、震度5弱で緊急点検を行うようになっております。 ため池の地震に関する現況調査については、現在のところ県下では実施されていませんが、県および土地改良区等と連携を図り、適切に対応していきたいと考えています。	土地改良課	前回までの対応と同じ。
庵治地区	6	道路の整備 (市道才田谷線・高橋の改修)	市道才田谷線において、北山線との接点部分から北方向の浦工務店までの区間については、道路幅員も狭く、河川と隣接しているため、度々隣接家屋にも接触され、通行者がある時には、自動車スムーズに通行できない状態です。 その対応策として、河川側を暗渠または、掛けだしによる拡幅等により道路を広く使用できるよう要望するものです。 また、高橋の改修については、交通量調査を実施され、整備計画や整備手法について、検討していただいているところですが、現在の進捗状況の説明をお願いするとともに、今後とも、引き続き積極的に取り組み、早期の整備を強く要望するものです。	都市整備部	道路課	市道才田谷線の整備については、市道北山線の交差点から浦工務店までの区間の実態を調査し、適切に対応していきたいと考えています。 次に、屋島線(高橋)の整備については、19年度に実施した交通量調査において、高橋を通過した車は、その多くが屋島地区の相引川北側沿いの市道を通っているという結果が出ており、この地区の交通の円滑化のためには、高橋の整備のみならず、この地区の交通対策を講ずる必要があると考えています。このため、今後、これらの課題や国や県の補助制度の活用など、整備手法も含め、検討していきたいと考えています。	道路課	市道才田谷線の整備については、市道北山線も含めた路線全体の交通対策を講ずる必要があるため、今後、待避所の設置など整備方法について、地元関係者等と協議し、検討していきたいと考えております。 次に、屋島線(高橋)の整備については、19年度に実施した交通量調査において、高橋を通過した車は、その多くが屋島地区の相引川北側沿いの市道を通っているという結果が出ており、この地区の交通の円滑化のためには、高橋の整備のみならず、この地区の交通対策を講ずる必要があると考えています。このため、今後、国道11号へのアクセス方法の課題や国や県の補助制度の活用など、整備手法も含め、検討していきたいと考えています。
庵治地区	7	行財政運営の効率化と支所等の機能整備 (支所長の権限)	各支所における緊急災害時および軽易な住民要望等に対して、支所長に時宜を得た予算執行権限を持たせるよう要望するものです。	市民政策部 総務部	地域政策課 人事課行政改革推進室	地域の行政組織と本庁機能のあり方を検討するため、全庁的な検討組織を設置することとしており、その中で、支所・出張所の機能・権限についても検討することとしています。【地域政策課、人事課行政改革推進室】	地域政策課 人事課行政改革推進室	地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、地域の行政組織と本庁機能のあり方を、全庁的な観点から検討するため、「高松市地域行政組織のあり方等検討プロジェクトチーム」を設置しており、その中で支所・出張所の機能・権限についても検討しています。【地域政策課、人事課行政改革推進室】